
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の検討**

項目 **債権単位での信用リスクの著しい増大の判定**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 479 回企業会計基準委員会（2022 年 5 月 17 日開催）及び第 180 回金融商品専門委員会（2022 年 5 月 9 日開催）においてお示しした、ステップ 2 で優先して検討する論点のうち、債権単位での信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）の判定に関する事務局による分析及び提案についてご意見を伺うことを目的としている。

なお、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の SICR（グルーピングを含む。）に関する全般的な定めについては、第 466 回企業会計基準委員会（2021 年 9 月 24 日開催）及び第 170 回金融商品専門委員会（2021 年 9 月 22 日開催）において、「ECL モデル（IFRS 基準）における信用リスクの著しい増大に関する定め」としてお示しているため（審議事項(4)-2 参考資料 1 を参照）¹、本資料では、相対的アプローチの実務適用に関連する事項に絞って整理を行っている。また、ステップ 4 では、議論の展開次第で別途検討を行う。

II. 本論点を取り上げる理由

2. IFRS 第 9 号の予想信用損失モデル（以下「ECL モデル」という。）は、金融資産の当初認識以降に SICR が生じた場合に全期間の予想信用損失を見積るモデルである。そのため、貸付ごとに当初認識時における信用リスクから期末時における信用リスクの著しい増大を何らかの方法により把握し判定する必要がある。

これに関し、意見募集²等では、この IFRS 第 9 号の相対的アプローチを採用する場合は、次の観点から慎重に検討すべきであるとの意見が聞かれている。

- (1) 債務者単位をベースとした現行の与信実務やリスク管理実務との整合性

¹ SICR に関する開示例については、第 473 回企業会計基準委員会（2022 年 2 月 8 日開催）及び第 175 回金融商品専門委員会（2022 年 1 月 21 日開催）において、お示ししている（審議事項(4)-2 参考資料 2 参照）。

² ASBJ が 2018 年 8 月 30 日に公表した「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」。詳細については、以下を参照。

https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/misc/misc_others/2018-0830.html

- (2) 当初認識時の信用リスク・データを整備し各金融資産に紐付けて保存するためのプロセスの整備等のコスト負担
3. 前項の関係者からの意見を踏まえ、金融資産の減損に関する会計基準の開発着手が了承された第 419 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 25 日開催）では、特に検討すべき事項として、我が国の債務者単位の管理手法と適合させるための手法が挙げられている。そのため、第 463 回企業会計基準委員会（2021 年 8 月 11 日開催）の審議事項(2)「ECL モデルに基づく金融資産の減損の検討の進め方」では、ステップ 2 において、例えば、SICR が生じている可能性のある債務を負っている債務者を特定した上で、当該債務者に対する個々の債権について SICR の有無を判定する方法についてお示ししている。

III. 会計基準の定めの確認

IFRS 第 9 号における定め

（基本となる考え方）

4. SICR の評価における基本となる考え方として、IFRS 第 9 号では次のとおり定められている。

IFRS 第 9 号 5.5.9 項

各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならない。この評価を行う際に、企業は、予想信用損失の金額の変動ではなく、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生のリスクの変動を用いなければならない。この評価を行うために、企業は、報告日現在の当該金融商品に係る債務不履行発生のリスクを当初認識日現在の当該金融商品に係る債務不履行発生のリスクと比較し、当初認識以降の信用リスクの著しい増大を示す、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならない。

5. SICR の評価を行う上で、IFRS 第 9 号では「合理的で裏付け可能な将来予測的な情報が、過大なコストや労力を掛けずに利用可能である場合には、企業は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定する際に、期日経過の情報だけに依拠することはできない」ことが示されているが、バックストップとして期日経過に関する次の反証可能な推定規定が置かれている。

IFRS 第9号 5.5.11 項（一部抜粋）

企業が信用リスクの著しい増大を評価する方法に関係なく、契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているという反証可能な推定がある。企業は、契約上の支払の期日経過が30日超であっても、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないという、過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を有している場合には、この推定に反証することができる。契約上の支払の期日経過が30日超となる前に、企業が信用リスクの著しい増大があったと判断する場合には、この反証可能な推定は適用されない。

6. なお、IFRS 第9号はありとあらゆる情報を用いることは想定しておらず、IFRS 第9号 B5.5.15 項では「企業は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定する際に、情報の網羅的な検索を行う必要はない。」と定められており、企業が過大なコストや労力を掛けずに利用可能な範囲で、合理的で裏付け可能な情報を考慮することとされている。

（実務適用に資するガイダンス等）

7. IFRS 第9号では、期末時点での絶対的な信用リスク水準により全期間の予想信用損失を認識するアプローチ（絶対的アプローチ）をECLモデルの基礎とする考えは取らなかったが、状況によっては絶対的アプローチの考え方を実務に適用することでSICRの評価を単純化できる場合があるとしており、次のような実務適用に資するガイダンス等を提供している。

（1）期末時点で信用リスクが低いと判断される場合の推定規定

IFRS 第9号第5.5.10 項において、「企業は、ある金融商品が報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合には、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと推定することができる。」との定めが置かれている³。

³ IFRS 第9号 B5.5.23 項では、「ある金融商品の信用リスクが低いかどうかを判定するために、企業は、国際的に理解されている低い信用リスクの定義と整合的で、評価の対象とする金融商品のリスクと種類を考慮する内部信用格付け又は他の方法論を使用することができる。「投資適格」という外部格付けは、信用リスクが低いとみなされる可能性のある金融商品の一例である。しかし、金融商品は、信用リスクが低いとみなされる条件として、外部で格付けされていることは必要とされない。しかし、当該金融商品のすべての条件を考慮に入れて、市場参加者の観点から信用リスクが低いと考えられるものであるべきである。」としている。

(2) 当初の信用リスクの上限との比較

当初認識時の信用リスクが同様である金融商品のポートフォリオにおいては、企業が受け入れ可能な当初の信用リスクの限度を決定した上で、当該信用リスクの上限と期末時点の当該ポートフォリオに含まれる金融商品の信用リスクを比較することで SICR の評価を行うことができる場合があり、この場合は SICR の評価において個々の金融商品に係る当初認識時の信用リスクを把握する必要はないと結論の根拠に記載されており（IFRS 第 9 号 BC5.160 項及び BC5.161 項）、具体的な例が「設例 6— 当初の信用リスクの上限との比較」（IFRS 第 9 号 IE40 項から IE42 項）として示されている。

8. また、絶対的アプローチの活用その他、IFRS 第 9 号の ECL モデルの実務適用に資するガイダンスとして、次の定めも置かれている。

(1) 12 か月の債務不履行リスク（以下「デフォルト・リスク」という。）の利用

IFRS 第 9 号の基本となる考え方として、SICR の評価においては予想存続期間（全期間）にわたるデフォルト・リスクの変動を用いることとされているが、IFRS 第 9 号では次のとおり、状況によっては SICR の評価に今後 12 か月にわたるデフォルト・リスクの変動を用いたとしても合理的に近似する場合があります、このような場合には全期間にわたるデフォルト・リスクに代えて今後 12 か月にわたるデフォルト・リスクの変動を基に SICR の評価を行うことができると説明されている（IFRS 第 9 号 B5.5.13 項及び B5.5.14 項）。

IFRS 第 9 号 B5.5.13 項（一部抜粋）

債務不履行のパターンが当該金融商品の予想存続期間の中の特定の時点に集中していない金融商品については、今後 12 か月にわたる債務不履行発生リスクの変動が、全期間の債務不履行発生リスクの変動の合理的な近似となる場合がある。こうした場合には、企業は、信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定するために、今後 12 か月にわたる債務不履行発生リスクの変動を使用することができる。ただし、全期間の評価が必要であることを状況が示している場合は除く。

(2) 定性的な情報に基づく判断

銀行等の金融機関においては、SICR の評価を、定性的な情報だけではなく、統計モデルや信用格付けプロセスを経て行うことが多いものの、対象となる金融商品の

特性も踏まえた上で、SICRの有無を適切に評価できる場合には、定性的な情報に基づく判断で足りることもあり得るとしている（IFRS第9号B5.5.18項）。

9. 以上のとおり、IFRS第9号は、SICRの評価についての基本となる考え方のみを定めているわけではなく、実務適用に資する様々なガイダンス等を示すことで、一定の柔軟性を提供していると考えられる。この点は、新型コロナ・ウイルス感染症のパンデミック下において、IASB及び欧州当局により発出された教育文書及びガイダンスによっても強調されている⁴。

日本基準における定め

（金融商品会計基準等⁵）

10. 我が国の一般事業会社及び銀行等における貸倒見積高の算定は、金融商品会計基準等及び日本公認会計士協会が公表する銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」により、報告日時点における債務者の財政状態及び経営成績等を考慮した信用リスクの水準を基礎として、債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の3つに区分して行うこととされている。
11. なお、金融商品実務指針第106項において、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の3つに区分するにあたり、銀行等金融機関の資産の自己査定における債権区分とある程度整合性を持たせることは合理的であるとされている。

⁴ 第474回企業会計基準委員会（2022年2月21日開催）及び第176回金融商品専門委員会（2022年2月16日開催）における資料「コロナ禍におけるECLモデル（IFRS基準）とCECLモデル（米国会計基準）の適用による影響」では、次の文書及びガイダンスをお示しした。

- (1) IASB教育文書「IFRS第9号及びcovid-19-covid-19のパンデミックによる現在の不確実性を考慮したIFRS第9号「金融商品」の予想信用損失の会計処理」（2020年3月27日）
- (2) 欧州証券市場監督局（ESMA）「IFRS第9号に基づく予想信用損失の算定におけるCOVID-19アウトブレイクが及ぼす会計上の影響」（2020年3月25日公表）
- (3) 欧州銀行監督機構（EBA）「COVID-19救済策を踏まえた、デフォルト、条件緩和及びIFRS第9号に関する健全性の枠組みの適用に関する声明」（2020年3月25日公表）
- (4) 欧州中央銀行（ECB）「コロナ・ウイルス（COVID-19）のパンデミックの文脈でのIFRS第9号」（2020年3月25日公表）
- (5) 英国健全性監督機構（Prudential Regulation Authority、以下「PRA」という。）「COVID-19：IFRS第9号、所要自己資本及び融資契約」（2020年3月26日公表）

⁵ 本資料では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関するQ&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

12. 本資料第 10 項及び第 11 項の会計基準等に基づく現行実務は、IFRS 第 9 号の債権単位での相対的アプローチとの対比では、債務者単位での絶対的アプローチと捉えられると考えられる。

IV. ASBJ 事務局の分析

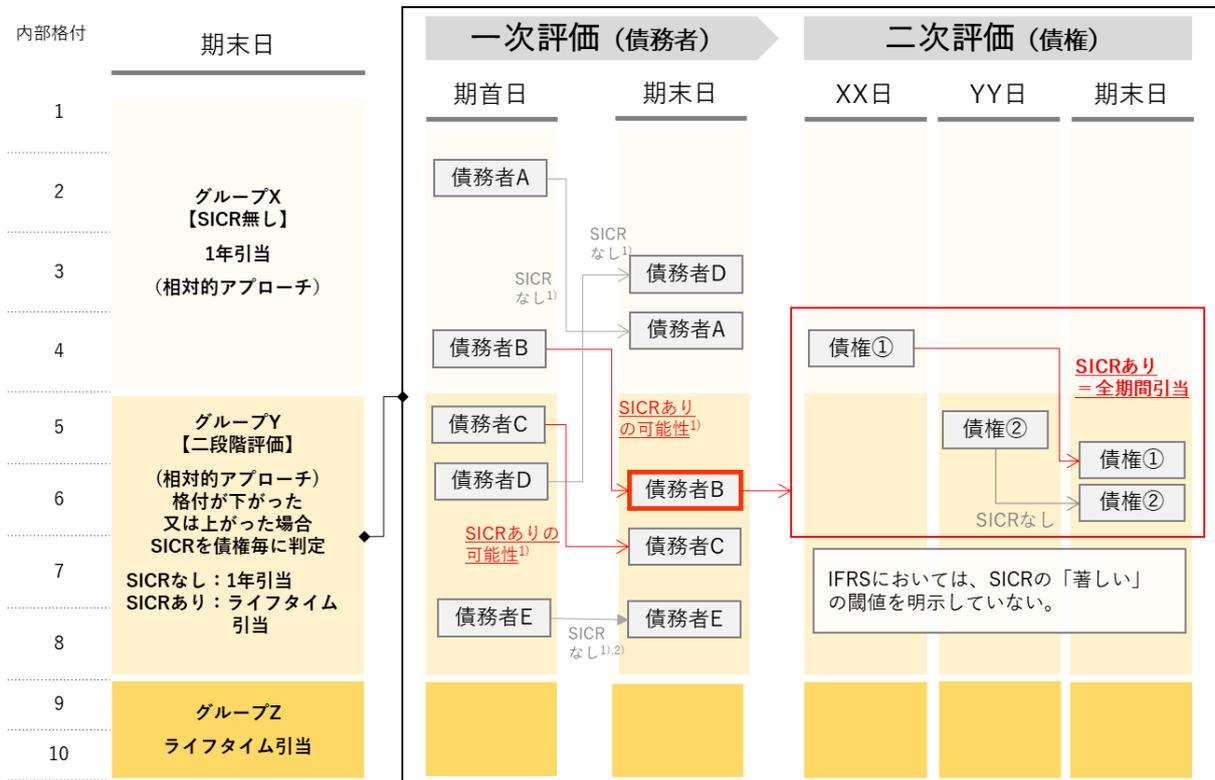
実務上の困難さに関する検討

13. SICR の評価を実務適用する上では、基準が定める原則を踏まえつつ、銀行等金融機関ごとに、保有する金融商品の特性及びデータの利用可能性並びに信用リスク管理の状況等を勘案し、IFRS 第 9 号が提供している適用の単純化及び実務負担を軽減するための様々な便法等を適切に組み合わせて行うことが想定されていると考えられる。
14. この点、SICR の評価に関する適用事例においても（審議事項(4)-2 参考資料 2 参照）、デフォルト確率（以下「PD」という。）に基づき相対的に詳細なアプローチを適用している例（（英）Standard Chartered：別紙参考 1 参照）が見られる一方で、内部信用格付けを基礎に、期末において所定の格付け以上又は以下の債務者については、期末の信用リスクの絶対的な水準のみで評価を行うことで、相対的アプローチの適用範囲を絞り込み、その上で格付遷移に基づき評価を行っている例（（仏）BNP Paribas：別紙参考 1 参照）も見られた。
15. 前項の後者の適用事例は、本資料第 7 項(2)で示した IFRS 第 9 号の設例 6 及び BC5. 160 項の考え方を自社の状況に合わせて取り入れたものと考えられるが、第 175 回金融商品専門委員会では、この例は日本における実務上有用ではないかとの意見が聞かれている。

（現行実務と親和的な SICR の適用イメージ）

16. IFRS 第 9 号の相対的アプローチを適用すると、信用リスク・データを整備し各金融資産に紐付けて保存するためのプロセスの整備等のコスト負担（第 2 項(2)参照）が生じると考えられるが、本資料第 13 項から第 15 項を踏まえると、IFRS 第 9 号の原則、実務上の便法並びに設例の考え方を組み合わせることにより、債務者単位をベースとした現行の与信実務やリスク管理実務と親和的で、かつ、SICR の適用対象を絞り込むことで実務負担を軽減した次の図表 1 のような SICR の適用イメージが考えられる。

(図表1) SICRの適用イメージ



1. 将来情報による業種などのリスク特性別のPD補正等もあり得る。
2. (前提) 当初貸付時から毎期、二次評価を行っており、前期末時点でSICRなしと判定されており、前期末と当期末の格付け及び対応するデフォルト確率に変動がないと判断された。

17. 前項で示す適用イメージにおける一次評価方法は、以下のイメージとすることが考えられる⁶。

- (1) 銀行等金融機関（説明上、甲銀行と記載する）は、債務者区分を細分化した内部格付及びこれに対応するPDを格付遷移行列として整備している。甲銀行は、格付遷移行列に基づき、各格付等級間が遷移した場合のPDの変化（変化幅や変化率）を把握している。
- (2) 甲銀行は、SICRを適用するに当たり、各格付等級間が遷移した場合のPDの変動幅を勘案し、著しい変化に関する閾値をPDのxベシス・ポイント以上の変化幅として設定した。なお、当該閾値を定めるに当たり、甲銀行は、PDは、信用リスク格付けが悪化するにつれて指数関数的に増大する関係や、IFRS第9号が定める契約上の支払の30日超の期日経過のバックストップ等の関連する規定との整合性も検証してい

⁶ 規制上のガイダンスであるBCBS「信用リスクと予想信用損失会計に関するガイダンス」(GCRAECL: Guidance on credit risk and accounting for expected credit losses) (2015年12月18日)では、国際的に活動する銀行に対して、貸付金への低い信用リスクの使用が実質的に制限されているため、本適用イメージではIFRS第9号の低い信用リスクの実務上の便法を明示的には用いていない。

る。

- (3) 上記(1)から(2)に基づき、甲銀行は、次の理由により、信用度が高い格付け1から4をグループX、格付けが低い9及び10をグループZ、その間の格付けをグループYとしてグループ分けし、債務者が期末にグループX又はグループZに該当することをもって、個々の貸付金の当初認識時のPDとの変化を追跡することなく、SICRに該当しない(グループX)又は該当している(グループZ)と判定することができる判断した。

グループX

- SICRに該当するかどうかに関し、グループX内では格付けがグループ内では最大の格付遷移である1から4へ下落が生じてもPDの変化幅は閾値であるxベース・ポイントより小さいことが確認された。そのため、グループX内においては、当初貸付時の債務者の格付けによって、考えられるどの格付下落のパターン(1→2、1→3、1→4、2→3、2→4、3→4)が生じたとしても、PDの変化幅はxベース・ポイントの閾値に該当しない。そのため、期末において格付け4以内のグループXに含まれる債務者への債権は、当初認識時の格付け(1から4)にかかわらずSICRは生じていないと判断できる。
- 前期末(期首日)にグループY(又はグループZ)に含まれた債権について、当該債務者の格付けが改善した結果、期末にグループXに含まれるケースでは、グループXの下限である格付け4と、グループYの上限である格付け5とのPDの変化幅はxベース・ポイント以上であるため、当該債務者に対する債権の前期末(期首日)の格付けが5以下のいずれであったとしても、PDは閾値以上に改善していると考えられるため、最早SICRに該当していないと判断できる。

グループZ

- グループYの下限である格付け8とグループZの上限である格付け9との間のPDの変化幅及びグループZ内での格付けが8から9へ下落した場合のPDの変化幅は閾値より大きいことが確認されている。そのため、当初貸付時の債務者の格付けがグループY(又はX)であった場合及びグループZ内での下落のいずれの場合においても、期末時点でグループZに含まれる債務者に対する貸付金については、SICRが生じていると判断できる。

18. 二次評価の方法としては、次のような方法が考えられる。

- 適切な粒度の内部信用格付に基づき、所定の格付等級(ノッチ)の移動を用いて

SICR の判定を行う。

- 適切な粒度の内部信用格付に基づき、期末の PD と、当初貸付時の格付けに対応する PD の変動を用いて SICR の判定を行う。

19. 相対的アプローチの対象範囲の絞り込みを行った場合であっても、グループ Y については、二次評価として相対的アプローチを適用するため、典型的には次の信用リスク管理体制や情報が必要となり、相応の実務負担が生じ得ると考えられるが、ASBJ 事務局では、以下の理由により、金融機関によっては、当該負担は必ずしも実務上困難とまでは言えないと考えるがどうか。

(1) SICR を評価するための適切な粒度での信用リスク管理（内部格付制度）

銀行等金融機関のうち自己資本比率規制上の内部格付手法採用行⁷は、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成 18 年金融庁告示第 19 号。以下「告示」という。）において定められた所定の信用格付制度を整備し、監督当局の承認を得ている。

なお、内部格付けの粒度は、信用リスクの変化が著しいか否かを判断する上で適切なレベルで細分化される必要があると考えられるが、この点、告示に関する「内部格付手法の検証項目リスト」⁸では、内部格付手法採用行は、少なくともデフォルトしていない事業法人等向けエクスポージャーについて 7 以上の債務者格付を設けることなどが示されている。

(2) 期末日における PD

内部格付手法採用行は、内部格付に対応する格付遷移行列等を整備し、PD を有していると考えられる。

(3) 当初貸付時の PD

内部格付手法採用行は、過去からの格付遷移情報を有していることが考えられる。

(4) 上記(2)と(3)の紐づけ

⁷ 基礎的内部格付手法採用行及び先進的内部格付手法採用行

⁸ 当該リストに記載された検証項目は、内部格付手法採用行に対するミニマム・スタンダードとして求められる項目とされている。

一次評価により相対的アプローチの対象範囲を絞り込むことで、紐付けの実務負担を軽減できる可能性がある。また、現行の実務では、各債権の当初貸付日は債権管理上、入手可能と考えられること、並びに当初及び期末の PD は、上記(2)及び(3)のとおり、既に保持していると考えられる。

20. 前項及び SICR に関する IFRS 第 9 号における柔軟性も考慮すると、ステップ 2 では、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価する第 4 項から第 9 項の IFRS 第 9 号の基本となる考え方や実務適用に資するガイダンス等の定めをそのまま取り入れることが考えられる。
21. ただし、IFRS 第 9 号の定めを金融商品会計基準等にそのまま取り入れた場合、原則的アプローチに基づく SICR の適用に関し、実務における一貫性が保てない可能性や、IFRS 第 9 号の原則や実務上の便法及び設例は詳細かつ多く提供されている一方で、日本の実務を前提に、これらをどのように組み合わせることで IFRS 第 9 号と整合しつつ現行実務と親和的な適用が可能かを判断することが困難な場合もあることを懸念する意見も聞かれている。
22. そのため、IFRS 第 9 号の定めはそのまま取り入れつつも、実務における一貫した適用及び実務負担の軽減に資する観点から、本資料第 16 項から第 18 項までで示す我が国における現行の信用リスク管理及び引当実務と親和的な適用イメージとして示すことが考えられる。
23. その際、本資料第 16 項で示す適用イメージは、多くの場合、IFRS 第 9 号で認められる実務適用であると想定されるが、企業の状況によっては必ずしもそのように考えられない可能性もある。また、仮に適用イメージを規範性のある会計基準等で示した場合、銀行等金融機関の状況や保有する金融商品の特性などに応じた柔軟な対応を阻害する可能性がある。
24. そのため、ASBJ 事務局は、適用イメージを示す場合には会計基準や適用指針ではなく、規範性の無い教育文書として提供することが考えられるがどうか。

国際的な比較可能性の観点からの検討

25. 金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定することは ECL モデルの根幹をなすため、これに関して異なる取扱いを設けた場合、ステップ 2 で開発する会計基準は、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果をもたらすとはいえず、したがって、国際的に遜色がないとはいえなくなる可能性が高いと考えられる。

V. ASBJ 事務局の提案

26. 本資料第 13 項から第 25 項までの分析を踏まえると、ステップ 2 では、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを判定する IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れるが、我が国における現行の信用リスク管理の実務と親和的な適用イメージを規範性の無い教育文書で示すことが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

本資料第 26 項の事務局提案について、ご意見を伺いたい。

以 上

別 紙
参考 1 : 海外適用事例

(英) Standard Chartered
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全期間 PD の平均年換算値の変化が相対的な閾値と絶対的な閾値の<u>双方</u>に抵触した場合、当該金融資産は SICR とみなす。 ・ ただし、当初認識時点の PD が<u>相対的に低い場合</u>、SICR を示すことなく PD が数倍に増大するかもしれないことから、<u>絶対的な閾値</u>を使用する。 ・ また、当初認識時点の PD が<u>相対的に高い場合</u>、PD の上昇はより速いことから、SICR の判定には<u>相対的な測定基準</u>の方がより適切である。 <ul style="list-style-type: none"> ● コーポレート <ul style="list-style-type: none"> ・ 相対的な閾値として、<u>PD の増加率を 100% に設定する</u>。 ・ 絶対的な閾値として、<u>PD の変化幅を 50 から 100 ベーシス・ポイント (0.5%~1%) のレンジに設定する</u>。 ・ 信用格付けは各エクスポージャーで採用されているバーゼル上のアプローチの精度に応じて、PD の基礎となる 23 段階またはそれらを要約した 10 段階で評価される。 ・ SICR の閾値は過去の信用格付遷移及び外部の市場金利の相対的な変動を参照した専門家の信用リスク判断により決定する。

(仏) BNP Paribas
<ul style="list-style-type: none"> ● ホールセール <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部信用格付けが <u>3 ノッチ (等級) の下落</u> (例: 4- から 5- への下落) ・ 中小企業は、ボラティリティの大きさを考慮し <u>6 ノッチ以上</u>の下落 ・ なお、以下の場合には、上記の閾値に優先して評価される。 <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>内部格付けが 4- 以上又は 12 か月 PD が 0.25% 以下</u>の場合、PD の変化は重要でないため SICR に該当しない。 (2) <u>内部格付けが 9+ 以下又は PD が 10% 以上</u>の場合には SICR に該当する。 <p>(事務局注) 同行は、自己資本規制上の関連文書を参照する形で、別途、格付けご</p>

との PD の水準を開示している。そのため、内部信用リスク格付け及び対応する PD の水準と、その変化を基礎にして閾値を設定する方法と根本的な相違は無いと考えられる。

参考2：IFRS第9号の設例（設例6 — 当初の信用リスクの上限との比較）
設例6 — 当初の信用リスクの上限との比較

IE40 銀行Aは、契約条件が類似した2つの自動車ローンのポートフォリオを地域Wにおいて有している。銀行Aの各ローンの融資決定時の方針は、内部の信用格付けシステムに基づいており、そこでは、顧客の信用履歴、銀行Aと他の商品の取引についての支払行動その他の要因を考慮し、1（最も低い信用リスク）から10（最も高い信用リスク）までの内部の信用リスク格付けを各ローンに組成時に割り当てる。債務不履行発生リスクは、信用リスク格付けが悪化するにつれて指数関数的に増大するので、例えば、信用リスク格付けの等級1と2の差は、信用リスク格付けの等級2と3の差よりも小さい。ポートフォリオ1の中のローンは、内部信用リスク格付けが同等である既存の顧客にしか提供されておらず、当初認識時にはすべてのローンが内部格付け尺度の3又は4に格付けされていた。銀行Aは、当初認識時にポートフォリオ1について受け入れるであろう当初の信用リスク格付けの限度は、内部格付けの4であると決定する。ポートフォリオ2の中のローンは、自動車ローンの広告に反応した顧客に提供されており、これらの顧客の内部信用リスク格付けは、内部格付け尺度の4から7の範囲にある。銀行Aは、内部信用リスク格付けが7よりも悪い（すなわち、内部格付けが8から10の）自動車ローンは決して組成しない。

IE41 信用リスクの著しい増大があったかどうかを評価する目的上、銀行Aは、ポートフォリオ1の中のすべてのローンは、当初の信用リスクが同等であったと判断する。内部信用格付け等級に反映された債務不履行のリスクを考慮すると、内部格付けの3から4への変化は信用リスクの著しい変動とはならないが、このポートフォリオの中のローンで内部格付けが5よりも悪いものは、信用リスクの著しい増大があったものと判断する。これは、銀行Aは、当初認識以降の信用リスクの変動を評価するために各ローンの当初の信用格付けを知らなくてもよいことを意味する。IFRS第9号の5.5.3項に従って全期間の予想信用損失を認識すべきかどうかを判定するためには、信用リスクが報告日時点で5よりも悪いかどうかを判定するだけでよい。

IE42 しかし、ポートフォリオ2について当初認識時に受け入れる当初の信用リスクの上限を、内部信用リスク格付けの7に決定することは、IFRS第9号の5.5.4項に記述された要求事項の目的を満たさないであろう。これは、銀行Aは、信用リスクの著しい増大が生じるのは、企業が新たな金融資産を組成するであろう水準よりも信用リスクが増大している場合（すなわち、内部格付けが7よりも悪い場合）だけではないと判断するからである。銀行Aは内部信用格付けが7よりも悪い自動車ローンを決して組成しないが、ポートフォリオ2の中のローンに係る当初の信用リスクは、当初認識時において、ポートフ

ォリオ1に用いたアプローチを適用するに足る十分な類似性がない。これは、銀行Aは、報告日時点の信用リスクを当初認識時における最も低い信用度と単純に比較するだけでは（例えば、ポートフォリオ2の中のローンの内部信用リスク格付けを内部信用リスク格付け7と比較するだけでは）、信用リスクが著しく増大しているのかどうかを判定できないことを意味する。ポートフォリオの中のローンの当初の信用度が多様すぎるからである。例えば、あるローンが当初に信用リスク格付けが4であったとすると、当該ローンに係る信用リスクは、内部信用リスク格付けが6に変化した場合には、著しく増大している可能性がある。

以 上